住所　愛知県弥富市鯏浦町浦六136番地
　カツヒロ・ヒロセ　昭和31年４月14日生
住所　名古屋市千種区千代田橋２丁目５番７―503号
　潘殿忠　昭和37年３月24日生
　潘泓瀟　平成４年12月５日生
住所　愛知県稲沢市長束町カキ田１番地４
　裵成子　昭和50年２月26日生
住所　岡山県倉敷市水島南亀島町14番21号
　吳廣浩　昭和39年４月１日生
　文明順　昭和43年６月12日生
　吳聖太　平成５年３月１日生
　吳大貴　平成６年５月25日生
住所　大阪府枚方市東船橋１丁目９番地６
　ジョイス・ダリラ・シルバニ　昭和40年７月28日生
　ジェニフェー・ミノーゾ　昭和63年11月15日生
住所　大阪府豊中市西緑丘２丁目３番15号
　富本広美　昭和37年10月20日生
　梁奈那　平成７年９月24日生
住所　大阪市東住吉区桑津４丁目１番21―606号
　アジェイ・グルン　昭和53年１月16日生
住所　大阪府吹田市佐井寺３丁目24番１号
　羅龍鎮　昭和30年２月８日生
　韓楊順　昭和31年３月30日生
　羅浩明　平成３年６月８日生
　羅紗和　平成３年６月８日生
住所　大阪府東大阪市鷹殿町23番２号
　金台雄　昭和23年10月19日生
　李明順　昭和27年８月14日生
　金裕一郎　昭和52年11月25日生
　金直樹　昭和54年８月２日生
住所　大阪府東大阪市寺前町１丁目１番19号
　金廣智　昭和47年８月８日生
　高恩玉　昭和53年６月27日生
　金廣希　平成16年２月15日生
　金智花　平成18年９月３日生
　全智咲　平成22年２月16日生
住所　大阪市生野区巽北１丁目21番16号
　劉健一　昭和46年５月25日生
住所　大阪府東大阪市吉田６丁目５番22号
　宮暁東　昭和46年11月８日生
　宮婷　平成７年３月26日生
住所　大阪市東成区神路４丁目３番24―303号
　李正梅　昭和51年12月25日生
　鄭永豪　平成20年２月６日生
住所　大阪市東淀川区南江口２丁目６番17号
　マヌエラ・クルズ・タケモト　昭和45年３月19日生
住所　千葉県柏市根戸415番地１
　姚浩明　昭和45年９月18日生
住所　千葉県浦安市猫実１丁目14番22号
　ホルヘ・ルイス・ヒグチ・トチェバリア　昭和63年７月21日生
住所　千葉県袖ケ浦市神納２丁目６番地16
　ニーダ・ルンバン・ナガヌマ　昭和43年10月11日生
住所　千葉県浦安市富士見３丁目16番45―109号
　常娥　昭和56年10月14日生
住所　滋賀県守山市岡町99番地３
　李相汝　昭和12年９月15日生
住所　滋賀県守山市笠原町802番地25
　尹ヒロミ　昭和33年３月５日生
住所　滋賀県湖南市宝来坂１丁目７番23号
　盧隆行　昭和32年５月29日生
　朴愛子　昭和36年12月５日生
　盧実希　平成４年９月10日生
住所　群馬県前橋市若宮町２丁目14番７号
　盧全英　平成２年１月12日生
住所　滋賀県大津市稲津１丁目14番11号
　張泰子　昭和53年３月18日生
　張尚司　昭和58年９月３日生
　張淳史　昭和60年１月16日生
住所　滋賀県草津市草津町1995番地１
　張知代　昭和54年８月19日生
住所　滋賀県東近江市中小路町549番地
　シェーリン・タロシグ・タカノ　昭和53年３月５日生
住所　三重県伊賀市四十九町2075番地１
　金義充　昭和52年９月29日生
住所　福岡県飯塚市川津216番地１
　ヨギ・ウィボワント　昭和50年５月20日生
住所　千葉県船橋市夏見台３丁目１番24号
　ハスミン・グレース・ココレ　昭和60年４月28日生
住所　千葉県市川市真間２丁目３番14号
　グェン・ユメカ　平成21年６月29日生

○外務省告示第六十二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成十三年三月二十三日外務省告示第百五号は廃止する。

平成二十三年三月一日

外務大臣　前原　誠司

東京都千代田区霞が関二丁目二番一号　外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室内情報公開窓口（南庁舎一階）

○財務省・農林水産省告示第五号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十年六月十七日大蔵省・農林水産省告示第三十二号（農業信用保証保険法第二条第三項及び第六十六条第一項第一号並びに農業信用保証保険法施行令第四条第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金、主務大臣が指定する農業協同組合及び主務大臣が指定する農業信用基金協会の助成を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年三月一日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

第一条第一号ロ中「国の補助金の交付を受けた者のこれを財源とした補助及び」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同号ロ(3)中「当該資金を借り入れる」を「(3)の計画に基づき、当該資金を借り入れ、かつ、農業経営の改善を図る」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)の次に次のように加える。

(3)　当該資金の借入れに当たって、農業経営の維持継続を図るために必要な計画を作成していること。

第一条第一号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「法第二条第一項第一号」を「同項第一号」に、「第一号イ」を「前号イ」に改める。

○厚生労働省告示第三十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表に第18部として次のように加える。

第18部　追補　⑭

内用薬			
品名	規格	単位	薬価
			円
（ふ）			
プリバスタチン細粒99.5%「日医工」	99.5%１g		33.80
プリバスタチン錠250mg「日医工」	250mg１錠		11.30

○厚生労働省告示第四十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第８に第４部として次のように加える。

第４部　追補　(3)

内用薬		
品名	規格	単位
（ふ）		
プリバスタチン細粒99.5%大日本		99.5%１g
プリバスタチン錠250mg大日本		250mg１錠